

高校生年代までの子ども医療費助成の無償化の範囲拡大についての

Q & A（よくある質問）

○ 子ども医療費助成制度について

Q 1：高校生年代まで子ども医療費が無償になると聞きましたが、いつからですか？

A 1：令和7年8月1日分から、対象者の年齢を一般的な高校生年代までとなる18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。

なお、令和7年4月1日から令和7年7月31日までは対象となりません。

Q 2：現在、高校生ではなく就職し、自身が社会保険の被保険者になった17歳の子どもがいるのですが、子ども医療費助成制度の対象になるのでしょうか？

A 2：現在、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんであれば、就職していても子ども医療費助成制度の対象となります。

ただし、生活保護を受給している方は対象外となります。

Q 3：留年をして現在高校3年生で19歳の子どもがいます。高校生まで子ども医療費助成が無償になると聞きましたが、対象になりますか？

A 3：子ども医療費助成制度の対象年齢は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までですので、対象となりません。

Q 4：高校3年生の18歳の子どもが婚姻したのですが、対象となりますか？

A 4：18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんであれば対象となります。

○ 申請手続きについて

Q 1 : 高校生年代の子ども医療費助成の申請受付はいつからですか？

A 1 : 申請は、令和7年5月7日から受付を開始する予定です。詳しくは、市のホームページや広報紙4月号等で確認してください。

Q 2 : 令和7年3月に中学校を卒業し、有効期限が令和7年3月31日までの子ども医療費受給者証をもっていた子どもがいます。8月から受給者証をもらうためには、手続きが必要ですか？

A 2 : 新たに申請手続きが必要です。

Q 3 : 申請するにはどうしたら良いですか？

A 3 : 令和7年5月7日から電子申請フォームを御用意させていただきます。

令和7年5月7日から市の子ども医療費助成のホームページに申請フォームへのリンクを設定します。

また、市内各高校等からお子様に高校生年代までの拡大に関するチラシをお配り頂く予定ですので、チラシに印字されている2次元コードから申請フォームにアクセスできますので、是非御活用ください。

そのほか、電子申請が難しい場合は子育て助成課及び支所の窓口で申請受付を行います。

○ その他

御両親の婚姻・離婚及びお子さんの未婚出生等の世帯状況の変化があった場合は、対象となる医療費助成制度が変わる可能性がありますので、担当まで御連絡ください。